# 「ECAT Collector」使用許諾契約書

本契約書は、株式会社ソフトサービス(以下、甲といいます)がお客様(以下、乙といいます)に対して、「ECAT Collector (以下「本ソフトウェア」といいます)」の使用を許諾するための条件を記載したものです。乙は、本ソフトウェアの使用について、以下の条件に遵守して使用することに同意頂いたものとします。

#### 第1条(定義)

- 1 「ランタイム・モジュール」とは、オブジェクトコード形態をとるオペレーティングシステム及びリファレンス・ソースコードの構成部分で、分離できない組み込みコードとしてターゲット・アプリケーションに組み込まれるものをいいます。
- 2 「本製品」とは、乙のソフトウェア製品「ECAT Collector」(コンピュータ・ライブラリー・プログラム)、マニュ アルその他ソフトウェアの関連資料及び乙が甲乙間の契約に基づいて提供するそれらの改訂版並びに乙の許諾を得て なされたこれらの全部又は一部のコピーをいいます。
- 3 「ターゲット・アプリケーション」とは、甲がプロジェクトにより開発するアイテム、デバイス又はシステムで、ソフトウェアの開発機能を持たず、かつランタイム・モジュール又はその一部が組み込まれたものをいいます。

# 第2条 (適用の対象)

- 1 本製品に関する著作権その他権利は、甲又は甲が指定する正当な権利を有する第三者に帰属しています。
- 2 本ソフトウェアに関する商標権は甲に帰属しています。本契約はこれら商標権のいかなる権利も乙に許諾するものではありません。乙はこれら商標権について、乙の商品やサービスに対する使用、第三者に混乱を生じさせるような使用、甲を非難し又は名誉毀損となるようないかなる使用もすることができません。
- 3 本契約に定める事項は、本契約書等に別段の定がある場合又はその性質上適用がないことが明らかな場合を除き、本 契約等の全てに適用されます。

# 第3条(使用権)

乙は、乙のターゲットシステムに、本ソフトウェアを購入したライセンス数分組み込み使用する権利を取得します。

#### 第4条 (禁止事項)

乙は、本契約に別に定めるほか、次の行為をしてはいけません。

- ① 本製品使用権の譲渡又は使用の許諾
- ② 前条以外の使用目的で本製品の化体した物、マニュアル、資料等の複製③ 本製品を乙の承諾なく変更すること

#### 第5条 (保証の範囲及び免責事項)

- 1 本ソフトウェアに甲の責に帰すべき物理的な欠陥があった場合、本ソフトウェア購入後 90 日以内に限り、無償で欠陥 のない商品と変換します。
- 2 甲は前項に定める場合を除き、本製品に関していかなる保証も行いません。甲はいかなる場合にも、乙が本ソフトウェアを使用し、又は運用した結果、直接又は間接的に生じる損害に関して一切責任を負いません。

#### 第6条(契約期間)

- 1 本契約は、本契約締結の日から起算して1年間有効とします。ただし、本契約期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙が相手方に対し書面により本契約終了の意思表示をしないときには、本契約は更新され、その期間は1年とし、 以後も同様とします。
- 2 甲が、本契約の条項のいずれかに違反した場合、乙が別段の意思表示をしない限り、本契約は自動的に終了します。

この場合、本製品の購入代金は返還いたしません。

# 第7条 (契約の解除)

- 1 甲は、乙が本契約等に定める債務について期限の利益を喪失したときには、何らの催告なく本契約等の全部又はその 一部を解除することができます。
- 2 本条による解除は、損害賠償請求を妨げないものとします。

#### 第8条 (契約の終了)

本契約が終了したときは、その終了原因の如何を問わず、乙は、直ちに甲から提供された本製品及びその複製物の全てを破棄し、その旨を証明する文書を甲に交付します。

# 第9条 (製品内容の変更)

- 1 甲は乙に対する何らの予告なしに本製品の仕様を変更することがあります。
- 2 甲は、本ソフトウェア改良のため、乙に対する何らの予告なしにプログラムの改変を行うことがあります。

## 第10条(サポートサービス)

乙が提供するサポートサービスは、別途保守契約を締結するものとします。

## 第11条(機密保持)

- 1 甲及び乙は、本契約等の締結及び履行に関して知り得た相手方の秘密を第三者に開示又は漏洩してはならないものと します。
- 2 前項に定める機密保持義務は、本契約終了後10年間有効に存続するものとします。

## 第12条(損害賠償)

乙は、本契約等に違反して甲に損害を与えた場合、これを賠償する責を負います。

## 第13条(反社会的勢力の排除)

甲及び乙は、自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、その他これらに準ずる者でないことを確約します。また自らまたは第三者を利用して、相手方に対する脅迫的な言動又暴力行為をおこなうことや、相手方の業務を妨害し信用を毀損する行為を行わないことを表明し、保証します。

## 第14条(協議)

本契約に定めなき事項または疑義が生じた場合には、甲乙協議の上これを定めるものとします。

#### 第15条(管轄裁判所)

- 1 本契約等の解釈・適用・履行については日本法のみを適用します。
- 2 本契約等に関する紛争については、乙の本社所在地又は福岡地方裁判所を専属的管轄裁判所とすることに合意します。